

1 サービス付き高齢者向け住宅とは



Q & A ② サ高住の登録を受けた有料老人ホームの特例

Q サ高住の登録を受けた有料老人ホームはどのような特例がありますか？

「サ高住の登録を受けた有料老人ホーム」には、以下のとおり特例があります。

特例の内容	根拠法令
有料老人ホーム設置届，変更届，廃止・休止届の提出が免除される (老人福祉法第29条第1項～第3項が適用除外)	高齢者住まい法第23条
特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合， 住所地特例の対象になる	介護保険法第13条
有料老人ホーム事前協議，設置届，建設工事着工届，事業開始届， 変更届，再開届，役員または施設長の変更の報告が免除さる (宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱第4～10，第12第1項が 適用除外)	宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱 第18
有料老人ホーム重要事項説明書の1～3，6欄を削除できる ※ 高齢者住まい法第17条の説明書（登録事項等についての説明）で 説明されるものとみなすため	宮城県有料老人ホーム設置運営指導要綱 様式第7号



- ・ サ高住の登録取り消しや登録効力が失われた等により登録が抹消されたが、有料老人ホームとして継続して事業を行う場合は、有料老人ホーム設置届等が必要です
- ・ 上記特例以外の有料老人ホームの手続き（定期報告等）は免除されません